

資金ニーズに合わせて借入・返済したい方へ

当座貸越根保証制度について

- ・一定の枠（極度額）を設定し、その範囲内で自由に出し入れができる制度です。
- ・全国統一制度の「当貸1（貸付専用型）」、「当貸2（事業者カードローン）」、東京信用保証協会独自の保証制度である「当貸ホップ」、「アーリーカード」、「スマートカード」の5種類があります。
- ・ここでは「当貸1」・「当貸2」・「当貸ホップ」の3種類について概要をご説明します。2019年4月に創設された「アーリーカード」・「スマートカード」については別ファイルの説明をご参照ください。

○当座貸越根保証制度の概要

本制度のご利用申込にあたっては、事前にお取引金融機関に取扱いの有無をご確認ください。

項目	当貸1（貸付専用型）	当貸2（事業者カードローン）	当貸ホップ
1. 対象となる方	<p>次のすべての要件を満たす中小企業であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方。</p> <p>○同一事業3年以上で2期以上の申告（決算）を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者で次のいずれかに該当する方。</p> <p>【個人】</p> <p>(1) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上</p> <p>(2) 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、自己名義の不動産(自宅・店舗等)がある</p> <p>(3) 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保提供がある</p> <p>【法人】</p> <p>保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上</p>	<p>次のすべての要件を満たす中小企業であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方。</p> <p>○同一事業3年以上で2期以上の申告（決算）を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者で次のいずれかに該当する方</p> <p>【個人】</p> <p>(1) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上</p> <p>(2) 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する</p> <p>【法人】</p> <p>保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上</p>	<p>次のすべてに該当する法人</p> <p>(1) 業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上</p> <p>(2) 直近の決算において次のすべての要件に該当すること</p> <p>①自己資本比率15%以上</p> <p>②インバスト・カレッジ・レート1.0倍以上</p> <p>③売上高1億円以上</p>

(次ページに続く)

2. 融資限度額	100万円以上2億8,000万円以内	100万円以上2,000万円以内	100万円以上3,000万円以内
3. 資金用途	運転・設備		
4. 保証期間	1年または2年		2年以内
5. 返済方法	約定弁済または随時弁済		
6. 融資利率	金融機関所定の利率		
7. 保証料率	保証協会所定の料率		
8. 担保	原則として5,000万円以内無担保	不要	
9. 保証人	法人：必要となる場合がある 個人事業者：原則不要		必要となる場合がある

《ご利用手続きについて》

- 本制度のご利用にあたっては、取扱金融機関を通じてお申込ください。
- 当貸1・当貸2は事前照会制とさせていただきます。
要件に該当するか否か等につきましては、金融機関経由で所定の「事前照会票」をご利用のうえ、各支店保証課までお問い合わせください。

なお、事前照会に際しましては、確定申告書（決算報告書）最近2期分が必要となります。

以上